

第3章 刑罰

第1節 刑罰、その種類と効果

第1款 刑罰とその種類

第32条 本法に従って科される刑罰は、主たる性格を持つものであっても、附加的性格を持つものであっても、自由の剥奪、その他の権利の剥奪および罰金である。

第33条 ① その性質と期間によって、刑罰は、重刑、準重刑および軽刑に分類される。

② 次のものは重刑である：

- a) 再審可能終身禁固刑 (prisión permanente revisable)。
- b) 5年超の禁固刑。
- c) 絶対的公権剥奪。
- d) 5年を超える期間の個別的公権剥奪。
- e) 5年を超える期間の公雇用または公職の停止。
- f) 8年を超える期間の自動車およびモータバイク運転権利の剥奪。
- g) 8年を超える期間の武器所持・携帯権利の剥奪。
- h) 5年を超える期間の特定の場所に居住するまたはそこに出入る権利の剥奪。
- i) 5年を超える期間で、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止。
- j) 5年を超える期間で、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止。
- k) 親権の剥奪

③ 次のものは準重刑である。

- a) 3月から5年までの禁固刑。
- b) 5年までの個別的公権剥奪。
- c) 5年までの公雇用または公職の停止。
- d) 1年1日から8年までの自動車およびモータバイク運転権利の剥奪。
- e) 1年1年から8年までの武器の所持・携帯権利の剥奪。
- f) 動物に関連する職業、職務または商行為の行使について、および、動物所有について1年1年から5年までの個別的公権剥奪
- g) 6月から5年までの期間、特定の場所に居住するまたはそこに出入る権利の剥奪。

- h) 6月から5年までの期間、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止。
- i) 6月から5年までの期間、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止
- j) 3ヶ月以上の罰金。
- k) 本条第7項の規定を除き、その額に関係なく、比例罰金(*multa proporcional)。
- l) 31日から1年までの共同体の利益での労働。

(訳者注：multa proporcional (比例罰金)とは、発生した損害、物の価値または犯罪で得た利益に比例する罰金である。)

④ 次のものは軽刑である：

- a) 3月から1年までの自動車およびモータバイク運転権利の剥奪。
- b) 3月から1年までの武器の所持・携帯権利の剥奪。
- c) 動物に関連する職業、職務または商行為の行使について、および、動物所有について3月から1年までの個別的公権剥奪。
- d) 6月未満の期間、特定の場所に居住するまたはそこに出入る権利の剥奪。
- e) 1月から6月未満までの期間、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止。
- f) 1月から6月未満までの期間、被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止
- g) 3ヶ月までの罰金。
- h) 1日から3月までの常時所在確認。
- i) 1日から30日までの共同体の利益での労働。

⑤ 罰金の不払いに対する補充的責任は、それが置き換えられる刑罰に応じて、準重刑または軽刑の性質を持つ。

⑥ 付加刑は、本法の他の規定が明示的に定めるものを除いて、主刑がそれぞれ持つ期間を持つ。

⑦ 全て重刑と評価される法人に適用される刑罰は、次のものである：

- a) 割合罰金(*multa por cuotas)または比例罰金

(訳者注：multa por cuotas (割合罰金)とは、刑事的違反により法人に科される金銭的罰金で、日数罰金制度で計算される。)

- b) 法人の解散。解散はその法人格の最終的喪失、および、合法であっても、取引におけるいかなる形態でのその行為能力の喪失、または、いかなる種類の活動の行為能力の喪失をもたらす。
- c) 5年を超え得ない期間でのその活動の停止。
- d) 5年を超え得ない期間でのその店舗・施設の閉鎖。

e) (その(活動)行使内で)犯罪を犯した、犯罪に便宜を与えた、または隠蔽したその活動を将来実現することの禁止。この禁止は一時的または終局的とすることができる。一時的である場合は、15年を超えることはできない。

f) 15年を超え得ない期間、補助金・公的支援を受ける、公的セクターと契約する、および、税金の利益・報奨または社会保障を享受する公権剥奪。

g) 5年を超え得ない範囲で必要と思料される期間、労働者または債権者の権利保全のための裁判所の監査。

監査は、組織全体に亘ることができる、あるいは、その設備施設、部課または営業単位のあるものに限ることができる。裁判官または裁判所は、判決により、または、事後、その決定を通して監査の内容を正確に決める。また、誰がその監査(業務)を受け持つか、また、司法機関に監査報告を提出すべき期限を決める。監査を、監査人および検察庁の事前の通知の後でいつでも修正または中断できる。監査人は、会社または法人のあらゆる設備および店舗に立ち入る権限、および、その業務遂行に必要なと思料するあらゆる情報を受ける権限を有する。(施行)規則によって、報酬または必要な資格のような監査人の機能の行使に係わる詳細を定める。

店舗または施設の閉鎖、会社活動の停止および裁判所の監査は、保全処分として、訴訟事件の予審の間、予審裁判官が取り決めることができる。

第34条 次のケースは、刑罰とみなされない：

① 拘置(detención)、予防拘禁(prisión preventiva)、刑事的性質のその他の保全処分。

② 行政権限または懲戒権限の使用で、部下または職員に科される、罰金およびその他の懲戒。

③ 民法または行政法が規定する権利剥奪および懲戒罰。

第2款 事由剥奪刑

第35条 再審可能終身禁固刑、禁固刑、常時所在確認および罰金の未払いによる補充的人的責任は、自由剥奪刑である。その執行および刑の短縮をもたらす悔悛の善行(beneficios penitenciarios)は、法律および本法の規定に従う。

第36条 (2022年改訂) ① 終身刑は、第92条の規定に従って見直される。

受刑者を第3級(注：出所前処遇)へ分類するには、社会復帰の個別化された有利な見通しの後に、検察庁と刑務所の意見を聞き、裁判所により承認されなければならない。次の場合は、実施されない：

a) 本法の第2編第12章第7節の罪による受刑者の場合、実効的禁固履行が20年に達するまで。

b) その他の場合、実効的禁固履行が15年に達するまで。

これらの場合、受刑者は、a)の場合では禁固履行が最低12年、b)の場合では8年に達するまで出所許可を享受することはできない。

② 禁固刑は、本法が例外的に定める場合を除き、最低 3 月、最高 20 年の期間である。

科された禁固刑の期間が 5 年を超えるときは、裁判官または裁判所は、悔悛処遇第 3 級への（受刑者の）分類が、科された刑期の半分経過まで行使されないよう命じることができる。

いずれにせよ、科された禁固刑の期間が 5 年を超えて、次の犯罪の場合、悔悛処遇第 3 級への（受刑者の）分類は、刑期の半分経過まで行使できない：

a) 組織およびテロリスト・グループに係る犯罪、および、本法の第 2 編第 12 章第 7 節のテロリズム犯罪。

b) ある犯罪組織またはグループの中で犯された犯罪。

c) 被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者 (discapacitado) であるとき、本法の第 2 編第 7 章の 2 の犯罪。

d) 第 181 条の犯罪。

e) 被害者が 16 歳未満であるとき、本法の第 2 編第 8 章第 5 節の犯罪。

c)、d) および e) の場合で、刑が 5 年を超える禁固の場合、悔悛処遇第 3 級への受刑者の分類は、性的侵害によって罰せられている者のための処遇プログラムの（受刑者による）利用についての評価および特定の報告なしには、実施できない。

③ 矯正観察司法当局 (autoridad judicial de vigilancia penitenciaria) は、社会復帰の個別化され有利な見通しの後に、場合によっては、受刑者の人的事情および再教育処置の展開を査定して、検察庁、刑務所およびその他の当事者の意見を聞いて、前項の場合を除き、刑期履行の一般制度の適用を理由付けて取り決めることができる。

④ いずれにせよ、矯正観察司法当局は、適当な場合、検察庁、刑務所およびその他の当事者の事前の報告で、人道的理由、不治の疾患を持つ重病受刑者の人的尊厳の理由、および、特にその危険性の少なさを評価する 70 歳台の者である理由による第 3 級への進級を取り決めることができる。

第 37 条 ① 常時所在確認刑は、6 月までの期間とする。その執行は、有罪判決を受けた者がその居宅に、または、裁判官が判決または事後に理由付き決定で決めるある特定の場所に常在することを強制する。

しかしながら、常時所在確認刑が主刑である場合は、違反実行の繰り返しに留意し、また、具体的準拠規定が明示的にそう規定するときは、裁判官は判決において常時所在確認刑を土曜、日曜および祝日は受刑者の居宅に最も近い矯正センター (centro penitenciario) で執行させるべく取り決めることができる。

② 有罪判決を受けた者が申し立てて、状況が促がす場合は、判決裁判官または裁判所は、検察庁の意見を聞いて、刑罰が土曜、日曜の期間内で、または、連続しない形で執行されるよう取り決めることができる。

③ 有罪判決を受けた者が刑を履行しない場合は、判決裁判官または裁判所は、第 468 条の規定に従って手続きするため新たな調査を開始する。

④ 効果的執行を確保するため、裁判官または裁判所は受刑者の所在確認できる機械的または電氣的装置の使用を取り決めることができる。

第38条 ① 有罪判決を受けた者が投獄される場合は、刑の期間は、有罪判決が確定した日から数え始める。

② 有罪判決を受けた者が投獄されない場合は、刑の期間は、その履行に適した施設に入ったときから数え始める。

第3款 権利剥奪刑

第39条 (2021年改訂) 次のものは権利剥奪刑である：

- a) 絶対的公権剥奪。
- b) 公職、公務、(専門)職業、職務、事業または商売、あるいは、報酬の有無に係わらない他の活動についての個別的公権剥奪、または、親権、後見、保護または保佐の権利、動物を飼う権利、被選挙権、または、その他の権利の個別的公権剥奪。
- c) 公雇用または公職の中断。
- d) 自動車およびモータバイクを運転する権利の剥奪。
- e) 武器を所持・携帯する権利の剥奪。
- f) 特定の場所に居住する権利またはそこに出入る権利の剥奪。
- g) 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止。
- h) 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止。
- i) 共同体の利益での労働。
- J) 親権の剥奪

第40条 ① 絶対的公権剥奪刑の期間は、6年から20年とする。個別公権剥奪刑は、3月から20年、公雇用または公職の中断刑は、3月から6年とする。

② 自動車およびモータバイクを運転する権利の剥奪刑、および、武器を所持・携帯する権利剥奪刑の期間は、3月から10年とする。

③ 特定の場所に居住する権利またはそこに出入る権利剥奪刑の期間は、10年までとする。被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近禁止刑および連絡禁止刑の期間は、1月から10年とする。

④ 共同体の利益での労働刑の期間は、1日から1年とする。

⑤ これらの各刑の期間は、本法に例外的に規定されるものを除き、前各項に規定される期間である。

第41条 絶対的公権剥奪刑は、受刑者が有する全ての名誉、(例え、選挙によるものであっても)公雇用または公職の確定的剥奪をもたらす。さらに、その刑期の間、同じ名誉またはなんらかの他の名誉、公雇用または公職を得る権利の剥奪および公職に選出される権利の剥奪をもたらす。

第42条 公雇用または公職についての個別的公権剥奪刑は、それが科される(例え、選挙によるものであっても)公雇用または公職およびそれらに付随する名誉の確定的剥奪をもたらす。さらに、その刑期の間、それと同一または類似のものを得る権利の剥奪をもたらす。判決中に、公権剥奪がなされる雇用、職務および名誉を特定しなければならない。

第43条 公雇用または公職の中断は、その刑期の間、受刑者からその行使を奪う。

第44条 被選挙権についての個別的公権剥奪刑は、その刑期の間、公職に選ばれる権利を受刑者から奪う。

第45条 (2021年改訂) (専門)職業、職務、事業または商売、報酬の有無に係わらないその他の活動、あるいは、(判決中に明示的に理由付きで特定されるべき)他のいかなる権利についての個別的公権剥奪は、その刑期の間、受刑者からそれらを行行使する権能を奪う。司法当局は、(専門)職業の、または、報酬の有りまたは無しの仕事(oficio)の特定の活動または機能の公権剥奪を、可能であれば、犯された犯罪とは直接関係しない機能の行使を許して、制限することができる。

第46条 (2021年改訂) 親権、後見、保佐、保護または庇護の行使についての個別的公権剥奪は、有罪判決を受けた者から親権に固有な権利を奪い、その他のものの消滅および刑期の間当該職務に任命される能力を喪失させる。親権剥奪の刑は、有罪判決を受けた者に対して子が資格を有する(裁判上決定される)権利を残したまま、親権資格の喪失を意味する。司法当局は、有罪判決を受けた者が世話している、未成年者の全部またはなんらかの者あるいは特別な保護が必要な障害者に関して、これらの刑を取り決めることができる。

親権剥奪の場合、未成年者または特別な保護が必要な障害者のどの権利が存続すべきか特定するために、および、どの者に刑を取り決めるかについて決定するために、司法当局は、具体的ケースの状況に関連して、未成年者または特別な保護が必要な障害者のより良い利益を評価する。

本条のために、親権は民法典に規定される親権(拡張された、また、再生されたものを含む)および自治州の民事法制に規定されている同様な制度を包含する。

第47条 自動車およびモータバイクを運転する権利の剥奪刑を科すことは、判決に定められた期間、両権利の行使を受刑者から剥奪する。

武器の所持・携帯権利の剥奪刑を科すことは、判決に定められた期間、この権利の行使を受刑者から剥奪する。

科された刑の期間が2年超の場合は、運転または（武器）所持・帯同の許可または免許の失効をもたらす。

第48条 ① 特定の場所に居住する権利またはそこに入出入る権利の剥奪（刑）は、受刑者が、犯罪が行われた場所、あるいは、被害者またはその家族が居住する場所に、（それらが異なる場合）居住または出入りすることを阻止する。知的無能力または精神錯乱に起因する障害が宣言されている場合は、（場合によって、処置の履行のために必要な付き添いおよび支援の手段を得なければならない）障害者の保護すべき法益およびより上位の利益に留意して裁定するために、具体的ケースが検討される。

② 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止（刑）は、受刑者のそれらの者への接近を、（それらの者が）どこに居ても、阻止し、また、その住居、仕事場およびそれらの者がよく行くその他の場所への接近を阻止する。これらの場合、子に関して、場合に応じて民事判決で認められた面接交渉は、この刑の満了まで停止される。

③ 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止（刑）は、受刑者のそれらの者との（いかなる通信手段または情報通信手段による）文書的、音声的または映像的接触を阻止する。

④ 裁判官または裁判所は、これらの処置のコントロールが電子的手段を介して実現されるよう取り決めることができる。

第49条 **（2019年改訂）** 有罪判決を受けた者の同意なしには科すことができない共同体の利益での労働刑は、特定の公益活動に無報酬で協力することを強いるものである。公益活動は、有罪判決を受けた者が犯した犯罪に類似な性質の犯罪に関連して、生じた損害の回復作業あるいは被害者の支援または援助の作業でもって構成することができる。さらに、再教育、労働、文化、交通教育・性教育、紛争の平和的解決、積極的協調性およびその他の類似なものの教育的作業所またはプログラムへの有罪判決を受けた者の参加で構成できる。その日々の長さは8時間を超えてはならず、その条件は次のようにする：、または

1. 執行は、矯正観察裁判官(Juez de Vigilancia Penitenciaria)の管理下で行われる。このために、当該裁判官は、行政機関、公的組織または労役が提供される公益団体から労働の遂行に関する報告を求めることができる。

2. 受刑者の尊厳を損なわない。

3. 共同体の利益での労働（の仕事）は、行政機関によって提供され、（行政機関は）この目的のために適宜の協定を設定できる。

4. 社会保障の事項について刑務所法制によって受刑者に授けられる保護を享受する。

5. 経済的利益の獲得には従わない。

6. 矯正的社会サービス（センター）は、必要な確認をして、刑の執行に係る出来事、および、いずれにしても、受刑者が次に該当するときは、矯正観察裁判官に通知する：

a) 少なくとも2労働日の間労働を欠勤する。このことが刑の執行の自己意思での拒否をもたらす場合に限る。

b) 労働センターの責任者の要求にも関わらず、その者の生産性が最低要求水準を目に見えて下回る。

c) 仕事の責任者が与える仕事の向上に係わる教導に、繰り返し明白に反対し、または、それを履行しない。

d) その他の理由により、その者の行動が、センターの責任者がその受刑者をセンターに置き続けることを拒否するようなものである。

通知を評価して、矯正観察裁判官は、同じセンターでのその執行を取り決めること、他のセンターで執行するために受刑者を移送すること、または、受刑者は刑を履行しなかったとみなすことができる。

刑の不履行の場合は、第468条の規定に従って手続きするため新たな調査を開始する。

7. 受刑者が正当事由で労働しなかった場合は、労働活動の放棄とはみなされない。しかしながら、なされなかった労働は、刑の清算(liquidación)には計算されない。刑の清算には、科された全体の内、実効的に労働した日が証明されなければならない。

第4款 罰金刑

第50条 ① 罰金刑は、有罪判決を受けた者に金銭的制裁を科すことで成る。

② 法律が別途定める場合を除き、罰金刑は日数罰金(días-multa)の方式で科される。

③ その最小日数は10日、最大は2年である。法人に科される罰金刑は最大5年とする。

④ 1日の納付金(cuota)は、最低2ユーロ、最大400ユーロである。法人の場合は、最低30ユーロ、最大5,000ユーロである。この計算のために、期間が月または年によって設定される場合は、月は30日、年は360日とみなす。

⑤ 裁判官または裁判所は、犯罪ごとに定められた限度内で、かつ、本章第2節の規定に従って、罰金の日数を理由付きで決定する。同様に、受刑者の資産、所得、負債、家族の費用およびその他の個人的状況から推定される受刑者の経済状況だけを考慮して、これらの(1日の)納付金の額を定める。

⑥ 裁判所は、正当事由により、判決確定から2年を越えない範囲で、罰金の支払いを一回払いまたは分割払いで承認できる。分割の場合、2回分の不払いは、残余分の期限の到来をもたらす。

第51条 判決後、罰金刑を受けた者の経済状況が変化した場合は、裁判官または裁判所は、例外的にかつ経済状況の正当な調査の後に、定期的納付金の額および支払い期限を修正することができる。

第52条 ① 前各条の規定にかかわらず、本法がそのように決定するときは、生じた損害、犯罪の目的物の価値または犯罪によってもたらされた利益に比例して、罰金が設定される。

② これらの場合、裁判官および裁判所は、犯罪ごとに定められた限度内で、それぞれの場合においてその額を決定するために犯罪行為の軽減・加重事由のみならず、主に有責者の経済状況を考慮して、罰金刑を科す。

③ 判決後、罰金刑を受けた者の経済状況が悪化した場合は、裁判官または裁判所は、例外的に、かつ、経済状況の正当な調査の後に、当該犯罪に法律で定められた限度内で罰金額の減少、または、分割払いを承認できる。

④ 本法が、得た利益、発生した損害、物の価値、または、欺いたまたは不当に得た額に比例する法人に対する罰金刑を予見している場合で、それらのものを基礎として計算できないときは、裁判官または裁判所は、そのような計算着手の不可能性を理由付け説明する、そして、予見される罰金刑は次のもので代替される：

a) 自然人により犯された犯罪が5年超の禁固刑を予見している場合は、2年から5年の罰金刑。

b) 自然人により犯された犯罪が前号に含まれない2年超の禁固刑を予見している場合は、1年から3年の罰金刑。

c) その他の場合は、6月から2年の罰金刑。

第53条 ① 罰金刑を受けた者が、自発的にまたは強制執行の方途により、科された罰金を支払わない場合、不払いの各2日で自由剥奪1日の人身的補充責任に服させられる。軽罪の場合は、常時所在確認刑で履行させることができる。この場合、期間に関する第37条の第1項に規定される制限は適用されない。

また、裁判官または裁判所は、罰金刑を受けた者の同意を得た後、共同体の利益での労働によってその補充責任を履行するよう取り決めできる。この場合、自由剥奪1日は労働日1日に相当する。

② 比例罰金の（不払いの）場合、裁判官と裁判所は、その慎重な裁量に従って、適切な人身的補充責任を設定する。これは、いかなる場合も、1年の期間を超えることはできない。また、裁判官または裁判所は、受刑者の合意を得た後、共同体の利益での労働によって履行するよう取り決めすることができる。

③ この補充責任は、5年を超える自由剥奪刑に処せられた者には科されない。

④ 補充責任の履行は、受刑者の経済状況が改善しても、罰金を支払う義務を消滅させる。

⑤ 法人に科された罰金の支払いは、その額が法人の存続または法人の現存する職場を危険に落とす恐れがあるとき、あるいは、公益がそう指摘するとき、5年までの期間で分割にすることができる。法人が、自発的にまたは強制執行の方途で、指定

された期間内に科された罰金を支払わない場合、裁判所は罰金全部の支払いまでその監査をするよう取り決めることができる。

第5款 付加刑

第54条 公権剥奪の刑は、それらを格別に科さないで、法律が他の刑罰にそれらを伴うよう宣言している場合は、付加刑となる。

第55条 10年以上の禁固刑は、その刑の期間、絶対的公権剥奪を伴う。ただし、公権剥奪が当該場合の主刑と規定されている場合を除く。裁判官は、さらに、親権、後見、保佐または保護の行使についての個別的公権剥奪を、あるいは、親権の剥奪を、これらの権利が犯された犯罪と直接関係しているときは、処置することができる。この関連性は判決中に明示的に特定されなければならない。

第56条 ① 10年未満の禁固刑では、裁判官または裁判所は、犯罪の重大性に応じて、付加刑として次の1個、または、数個を科す：

1. 公雇用または公職の停止。
2. 刑の期間、被選挙権についての個別的公権剥奪。
3. 公職、公務、職業、職務、事業、商売、親権、後見、保佐、保護、その他の権利の行使についての個別的公権剥奪、親権の剥奪、これらの権利が犯された犯罪と直接関係しているときで、この関連性が判決中に明示的に特定されている場合。ただし、第579条の規定の適用は害されない。

② 本条の規定は、これらの刑の賦科に関して本法のその他の規定の適用を害しないものとみなす。

第57条 (2021年改訂)

① 司法当局は、殺人、墮胎、傷害、自由に反する、拷問、倫理的高潔に反する、人身売買、性的自由・安全、プライバシー、肖像権、住居の不可侵、名誉、財産、社会経済秩序および家族関係の犯罪において、行為の重大性または犯罪者が表示する危険に留意して、その判決中で第48条に規定される禁止事項の1個または数個を、重罪の場合は10年を超えない期間、準重罪の場合は5年を超えない期間、科すことができる。

前段に係わらず、有罪判決を受けた者が禁固刑で処罰され、裁判官または裁判所が前述の禁止事項の1個または数個を科する場合、判決で科された禁固刑の期間より、重罪の場合は1年から10年、準重罪の場合は1年から5年、長い期間とする。この場合、受刑者は禁固刑と当該禁止を必要的に同時に履行する。

② 本条第1項第1段に言及される犯罪の場合で、配偶者または配偶者であった者に対して、または、たとえ同居していなくとも同様な愛情関係で有罪判決を受けた者と結ばれている、または、結ばれていた者に対して、または、血縁、養子縁組または姻族関係での自己、配偶者または同居人の卑属、尊属または兄弟姉妹に対して、あるいは、有罪判決を受けた者と同居している、または、配偶者または同居者の事

実上の親権、後見、保佐、庇護または保護（下）に置かれている未成年者または特別な保護が必要な障害者に対して、または、家庭に組み入れられて保護されている者に対して、また、その特別な脆弱性によって公的または私的施設で（有罪判決を受けた者の）保護下に置かれて者に対して犯された犯罪の場合は、いずれにせよ、第48条第2項の刑の適用が、重罪の場合は10年を超えない期間で、準重罪の場合は5年を超えない期間で、前項の第2段の規定を害することなく、取り決められる。

③ また、軽罪と評価される本条第1項第1段で言及される犯罪の実行により、6月を越えない期間、第48条に規定される禁止事項を科することができる。

第6款 共通条項

第58条 ① 暫定的に被った自由剥奪の期間は、当該剥奪が取り決められた刑事訴訟事件で科される（自由剥奪）刑の履行のために判決裁判官または裁判所によってその全体で算入される。ただし、それが（そこで算入された、または、算入されるべきだった）他の訴訟事件で受刑者に科されたいかなる自由剥奪に合致した場合を除く。いずれにせよ、同一の自由剥奪期間は1を超える訴訟事件で算入されることはできない。

② 仮拘禁(期間)のその仮拘禁を言い渡した訴訟事件と異なる訴訟事件への算入は、職権により、または、受刑者の申請により、他の訴訟事件に算入されていないことを確認して、検察庁の意見を聞いて、受刑者が収容されている刑務所を管轄する矯正観察裁判官(Juez de Vigilancia penitenciaria)によって取り決められる。

③ 他の訴訟事件で被った仮拘禁(期間)の算入は、当該（仮拘禁の）保安処分が、算入請求される刑を引き起こした犯罪行為の後に行われた場合のみ、適当である。

④ 前各規則は、予防的に取り決められた権利剥奪についても適用される。

第59条 （受刑者が）被った保安処分と科された刑が異質のものであるときは、裁判官または裁判所は、相殺されたと見なされるその部分で科された刑は執行されたものと命じる。

第60条 ① 確定判決が言い渡された後に、判決の意味を知ることが妨げる重大な精神障害の継続的な状況が受刑者に見られる場合、矯正観察裁判官は、適切な医療を受けることを確保して、科された自由剥奪刑の執行を停止し、このために、いかなる場合でも代替される刑より重くない、本法に規定される自由剥奪保安処分を科すよう取り決める。性質が異なる刑の場合、矯正観察裁判官は、受刑者の状況が刑の意味を知ることが許すかどうか評価し、場合に依じて、必要と考える保安処分を科して、刑の執行を停止する。

矯正観察裁判官は、本法の追加規定第1の規定のため、刑または科された保安処分の近い将来の消滅を検察庁に十分な余裕をもって通知する。

② 受刑者の精神状況が回復した後は、刑が時効にかかっていない場合、受刑者は判決を履行する。ただし、裁判官または裁判所が、公平の観点から、刑の執行が不要になるか非生産的になる場合、刑は消滅したと見なすことができること、または、その期間を減少させることができることを害しない。

第2節 刑の適用

第1款 刑の適用の一般規則

第61条 法律がある刑を設定するとき、（法律が）既遂違反の行為者にそれを科すと解される。

第62条 犯罪の未遂の行為者には、（犯罪）意図に固有の危険性および（犯罪）遂行の達成程度を考慮して、適切と考えられる範囲で、既遂犯罪に法律が規定する刑より1または2段階低い刑が科される。

（訳者注：段階の高低の効果については、第70条参照。）

第63条 既遂犯罪または未遂犯罪の従犯(cómplice)には、当該犯罪の正犯(autor)について法律が規定する刑より1段階低い刑が科される。

第64条 上記の各規則は、未遂と従犯が法律で格別に罰せられる場合には、適用されない。

第65条 ① 人的性質の原因に基づく（刑の）加重または軽減事由は、それらを有する者のみの責任を加重または軽減する。

② （犯罪）行為の実質的実行、または、その実行に使用される手段に基づく加重または軽減事由は、犯行時または協力の時点で、それら事由を知っている者の責任を加重または軽減するためにのみ寄与する。

③ 教唆者または必要的協力者に、主犯の有責性の基礎となる条件、資格または人的関係がないときは、裁判官または裁判所は当該違反に法律が規定する刑より1段階低い刑を科すことができる。

第66条 ① 刑罰の適用では、故意犯罪に係わる場合、裁判官または裁判所は、軽減事由または加重事由の有無に従って次の規則を遵守する；

1. 1個の軽減事由のみがあるときは、当該犯罪に法律が定める刑のその上限を上下限の差分の半分下回らさせる刑(*pena en la mitad inferior)を適用する。

2. 2個以上の軽減事由、または、1個以上の顕著に優れた軽減事由があり、加重事由がないときは、当該軽減事由の数と重要性に留意して、法律で定める刑より1または2段階低い刑を（注：計算方法は第70条参照）適用する。

3. 1個のみまたは2個の加重事由があるときは、当該犯罪に法律が定める刑の下限を上下限の差分の半分上回らせる刑(*pena en la mitad superior)を適用する。

4. 3個以上の加重事由があり、軽減事由がないときは、法律で定める刑より1段階高い刑（注：計算方法は第70条参照）を、その半分下回って、適用できる。

5. 被告人が犯行時に本法の同一の章に含まれる少なくとも3個の犯罪（同様な性質を有するものに限る）により刑が執行されたとの評価を持った累犯の加重事由が

あるときは、先の刑、および、新たに犯した犯罪の重大性を考慮して、当該犯罪に法律で定める刑より1段階高い刑を適用する。

本規則のため、抹消された、または、抹消されるべきだった前歴は考慮されない。

6. 軽減事由も加重事由もないときは、被告人の人的事由および犯行の重要性の大小に留意して適当と思料される範囲で、犯された犯罪に法律が定める刑を適用する。

7. 軽減事由と加重事由があるときは、刑の個別化(individualización de la pena)のためそれらを合理的に評価し相殺する。(結局)軽減と評定される根拠が保持される場合は、1段階低い刑を適用する。加重と評定される根拠が保持されると、その下限を上下限の差分の半分上回らせる刑が適用される。

8. 裁判官または裁判所が2段階以上低い刑を適用するときは、その(刑の)全範囲でそうすることができる。

② 軽罪および過失犯罪では、裁判官または裁判所は、その慎重な判断で前項の規定に縛られることなく、刑を適用する。

(訳者注: pena en la mitad inferior (上限を上下限の差分の半分下回らせる刑)とは、法定刑の上限が、その上限マイナス下限の半分だけ下がった刑である。つまり、ある犯罪の法定刑が10年から15年の場合、 $(15-10) \div 2 = 2.5$ 年だけ上限が下がり、結局、10年から12.5年となる。同じく、pena en la mitad superior (下限を上下限の差分の半分上回らせる刑)とは、法定刑の下限が、その上限マイナス下限の半分だけ上がった刑である。つまり、ある犯罪の法定刑が10年から15年の場合、 $(15-10) \div 2 = 2.5$ 年だけ下限が上がり、結局、12.5年から15年となる。)

第66条の2 法人に科する刑罰の適用においては、第66条第1項1.~4.および6.~8.の規定と次の規定に従う:

1. 刑が第2編の規定によって制定されているケースでは、第33条第7項のb)~g)に規定する刑の賦課と範囲については、次のことを考慮しなければならない;

a) 犯罪活動またはその効果の継続性を回避するためのその(刑の賦課・範囲の)必要性。

b) その経済的・社会的結果、特に労働者への効果。

c) 統制義務を果たさなかった自然人または機関が、法人の中に占める地位。

2. 第33条第7項のc)~g)に規定される刑が限定的期間で科されるときは、その期間は、自然人が当該犯罪を犯した場合に規定される自由剥奪刑の最大期間を超えることはできない。

c)~g)に規定される制裁を2年超の期間で科するためには、次の事由のいずれかがあることが必要である;

a) 法人が累犯者である。

b) 法人が道具として犯行に利用される。法人の合法的活動がその違法活動より顕著でない場合、この(最後の)ケースに該当するとみなされる。

第31条の2第1項のb)に規定されるケースでは、法人の責任が、監督、監視および重要でない統制の(各)義務不履行に起因するときは、これらの刑の期間は、いずれにせよ、最大2年とする。

第33条第7項のb) およびe)に規定する制裁の永久的賦課について、また、同条同項e) およびf) に規定する制裁の5年超の期間での賦課については、次の事由のいずれかがあることが必要である；

a) 第66条第1項の5. に規定される事実の場合に当たる。

b) 法人が道具として犯行に利用される。法人の合法的活動がその違法活動より顕著でない場合、この（最後の）ケースに該当するとみなされる。

第67条 前条の規定は、ある（刑事）違反を規定または処罰（describir o sancionar）する際に法律が考慮した加重または軽減事由には適用されない。また、それら（事由）がない場合に犯すことができない犯罪に固有な（加重または軽減）事由にも適用されない。

第68条 第21条の1. の（軽減）事由に規定されるケースでは、裁判官または裁判所は、不足する、または、併置する要件の数および重要性および被告人の人的事由に留意して、法律が定める刑より1または2段階低い刑罰を科す。ただし、本法の第66条の適用を害しない。

第69条 犯罪行為を行う18歳以上21歳未満の者には、未成年者の刑事責任を規定する法律の規定を、当該法律が規定するケースおよび要件で、適用することができる。

第70条 ① なんらかの犯罪に法律が規定している刑より1段階高いまたは低い刑は、次の規則の適用の結果として生じる範囲を有する：

1. 1段階高い刑は、当該犯罪に法律が規定する最大の数字から出発して、それにその半分の量を増加させ、合計結果を上限として形成される。1段階高い刑の下限は、当該犯罪に法律が規定する刑の最大値に、科する刑の性質に応じて、1日または1罰金日を増加したものとなる。

（訳者注：つまり、法律が規定する刑が、10年から6年の場合、 $10/2+10=15$ となり、結局、15年から10年1日となる。2段階高い刑は、この結果に基づいて計算される。 $15/2+15=22.5$ 年が上限となる。下限は15年1日。）

2. 1段階低い刑は、当該犯罪に法律が規定する最小の数字から出発して、それからその半分の量を控除し、控除結果を下限として形成される。1段階低い刑の上限は、当該犯罪に法律が規定する刑の最小値に、科する刑の性質に応じて、1日または1罰金日を減じたものとなる。

（訳者注：つまり、法律が規定する刑が、10年から6年の場合、 $6/2=3$ 年が下限となり、結局、5年364日から3年となる。2段階低い刑は、この結果に基づいて計算される。 $3/2=1.5$ 年が下限。上限は2年364日）

② 刑の下限を上下限の差分の半分上回らせる（量）または上限を上下限の差分の半分下回らせる（量）を決定するため、または、段階の低いまたは高い刑を具体化する

ため、場合に応じて、日または罰金日は、不可分とみなされ、加算・減算の刑罰単位(unidad penológicas de más o menos)として機能する。

③ 本条第1項1.の規則の適用において、1段階高い刑が、本法で各刑に定められる上限を超えるときは、次のものが直上の刑となる：

1. 決定された刑が禁固刑の場合、刑の最大期間が30年という条件で、同じ(禁固)刑。
2. 絶対的または個別的公権剥奪刑の場合、刑の最大期間が30年という条件で、同じ(公権剥奪)刑。
3. 公雇用または公職停止の刑罰の場合、刑の最大期間が8年という条件で、同じ(停止の)刑。
4. 自動車とモータバイクを運転する権利の剥奪の場合、刑の最大期間が15年という条件で、同じ(権利剥奪の)刑。
5. 武器の所有・帯同する権利の剥奪の場合、刑の最大期間が20年という条件で、同じ(権利剥奪の)刑。
6. ある特定の場所での居住またはそこへの出入りする権利の剥奪の場合、刑の最大期間が20年という条件で、同じ(権利剥奪の)刑。
7. 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への接近の禁止については、刑の最大期間が20年という条件で、同じ(接近禁止の)刑。
8. 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者への連絡の禁止については、刑の最大期間が20年という条件で、同じ(連絡禁止の)刑。
9. 罰金刑の場合、刑の最大期間が30月という条件で、同じ(罰金の)刑。

④ 終身刑より1段階低い刑は、20年から30年の禁固刑である。

第71条 ① 1段階低い刑を決める場合、裁判官または裁判所は、刑の種類ごとに法律で規定されている最小量によって制限されるものではなく、対応する規則の適用に起因する方式でそれら(最小量)を減らすことができる。

② しかし、上記の規則を適用することにより、3月未満の禁固刑を科すのが適切である場合、その刑は、いずれにしても、罰金刑、共同体の利益での労働刑または常時所在確認刑で、法律が当該犯罪にこれらの刑を規定していなくとも、代替される。この場合、禁固の1日は罰金の2割合日、1日の労働または1日の常時所在確認で代替される。

第72条 裁判官または裁判所は、刑の適用において、本節の規則に従って、判決において科される刑の段階(grado)および具体的範囲を合理的に構成する。

第2款 刑罰適用の特別規則

第73条 2個以上の犯罪または軽罪の有責者に、それら種々の刑事違反に対応するすべての刑が、それらの(刑の)性質および効果により(同時執行が)可能な場合、その同時執行のため科される。

第74条 ① 前条の規定にかかわらず、前もって立てた計画の実行で、または、類似の機会を利用して、1人以上の者を侵害する、また、同じまたは同様な性質の刑罰規定に違反する複数の行為または不作為を実行する者は、継続犯として、最も重大な違反について規定される刑に処せられる。この刑は、下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、上限が1段階高い刑の上下限の差分の半分下回る刑まで至り得る。

(訳者注：つまり、最も重大な違反の法定刑が6年から10年の場合、その下限が、 $(10-6)/2=2$ 年加重され、上限は、1段階高い刑は、10年から15年となるので、 $(15-10)/2=2.5$ だけ減少するので、結局、12.5年となる)

② 財産に対する違反行為の場合、生じた損害の合計額を考慮して刑を科す。これらの違反では、裁判官または裁判所は、行為が明白な重大性を帯びて、多数の人を害した場合には、1または2段階高い刑を適当と思料する範囲で理由付けして科す。

③ 前2項の規定からは、いちじるしく個人的な財物に対する侵害は、その同じ被害者に影響する名誉及び性的自由・安全に反する犯罪を構成するもの以外、除外される。これらの場合には、継続犯性を適用するか否かについて(犯罪)行為および違反された規定の性質に留意する。

第75条 様々な違反行為に対応する刑の全部、または、なんらかが、有罪判決を受けた者により同時に履行され得ない場合は、可能な限り、その継続的履行についてそれぞれの重大性の順位が守られる。

第76条 ① 前条の規定にかかわらず、有罪判決を受けた者の刑の実効的履行の最大値は、その者が陥った刑の内最も重い刑が科される期間の3倍を超えることはできない。この場合、既に科された刑が20年を超えることはできない当該最大値をカバーすることから派生する(超過分の)刑は消滅したと宣言される。例外的に、当該最大値は、次のようになる：

a) 当事者が2以上の犯罪で有罪判決を受け、そのうち1個が法律により20年までの禁固刑で処罰される場合、25年。

b) 当事者が2以上の犯罪で有罪判決を受け、そのうち1個が法律により20年超の禁固刑で処罰される場合、30年。

c) 当事者が2以上の犯罪で有罪判決を受け、そのうち少なくとも2個が法律により20年超の禁固刑で処罰される場合、40年。

d) 当事者が組織またテロリスト・グループに係る犯罪、および、本法第2編第12章第7節のテロ行為の犯罪で2以上の犯罪で有罪判決を受け、そのうち1個が法律により20年超の禁固刑で処罰される場合、40年。

e) 当事者が2以上の犯罪で有罪判決を受け、そのうち少なくとも1個が法律により再審可能終身禁固刑を科される場合、第92条および第78条の2の規定による。

② (複数) 刑が異なる裁判で科されるとしても、併合罪の対象として、最初に犯された犯罪行為が起訴された日の前に犯された行為により科される場合、この制限が適用される(???)。

第77条 ① 前2条の規定は、1つの行為が2つ以上の犯罪を構成する場合、または、それらの一つが他を犯すために必要な手段である場合は適用されない。

② 前項の最初のケースでは、最も重大な犯罪に対して規定される刑がその下限を上下限の差分の半分上回らせて適用される。ただし、違反行為が別個に罰せられるときの(それぞれ)対応する刑の合計を超過することはできない。このように計算される刑がこの(合計)限界を超えるときは、各違反は別個に罰せられる。

③ 第2のケースでは、具体的場合で最も重大な違反に対応する刑を超える刑であって、各犯罪に別個に科される具体的刑の合計を超過しない刑が科される。これらの限界の中で、裁判官または裁判所は、第66条の基準に従って、刑を個別化する。いずれにしても、科される刑は、前条に規定される期間の限界を超えることはできない。

第78条 ① 第76条第1項に定められた限界の結果、履行すべき刑が、(個別に)科される刑の総計の半分未満となる場合、判決裁判官または裁判所は、悔悛利益(*beneficio penitenciario)、出所許可、第3級への(処遇)分類および条件付き釈放のための期間計算を(各)判決中に科される刑の合計に係わらせるよう取決めることができる。

(訳者注: beneficio penitenciario (悔悛利益)とは、受刑者が、労働、品行方正、社会復帰および社会的再教育活動への参加などの特定の条件を履行したときに、受刑者に付与される刑期または刑務所入所の実効的期間の減少メカニズムである。)

② これらの場合、矯正観察裁判官は、社会復帰の個別的また有利な予想の後で、場合によって、受刑者の個人的事情および再教育処置の進展を評価して、検察庁、刑務所およびその他の関係者の意見を聞いて、(刑の)履行の一般制度適用を取り決めることができる。

組織またテロリスト・グループに係る犯罪、および、本法第2編第22章第7節のテロ行為の犯罪、または、犯罪組織の内部で実行される犯罪の場合は、科される刑の合計に留意して、前の可能性は次の場合のみ適用できる:

- a) 刑の履行上限の5分の1の履行が残るとき、第3級への分類。
- b) 刑の履行上限の8分の1の履行が残るとき、条件付き釈放

第78条の2 ① 受刑者が2個以上の犯罪で処罰されていて、少なくとも、その1個が法律により再審可能終身禁固刑である場合は、第3級への移行には次の履行が必要である:

- a) 受刑者が複数の犯罪で処罰されていて、その内1個が再審可能終身禁固刑で、残りの刑の合計が5年を超える場合、禁固が最低18年間履行されていること。

b) 受刑者が複数の犯罪で処罰されていて、その内1個が再審可能終身禁固刑で、残りの刑の合計が15年を超える場合、禁固が最低20年間履行されていること。

c) 受刑者が複数の犯罪で処罰されていて、その内2個以上が再審可能終身禁固刑である場合、または、1個が再審可能終身禁固刑で、残りの刑罰の合計が25年以上の場合、禁固が最低22年間履行されていること。

② これらの場合、刑の残余の執行停止には、受刑者が次の刑期を満了している必要がある：

a) 前項のa)およびb)に係わる場合では、最低禁固25年間。

b) 前項のc)に係わる場合では、最低禁固30年間。

③ 組織またテロリスト・グループに係る犯罪、および、本法第2編第12章第7節のテロ行為の犯罪、または、犯罪組織の内部で実行された犯罪の場合は、第3級への分類に達するための(刑)履行の最低限度は、本条第1項のa)およびb)に係わる場合では、禁固25年間、c)に係わる場合では、禁固30年間である。

これらの場合、刑の残余の執行停止には、受刑者が、第1項のa)およびb)に係わる場合では、最低禁固28年間、c)に係わる場合では、最低禁固35年間履行している必要がある。

第79条 裁判官または裁判所が他の付加刑を伴う刑罰を科すときは、被告人にこれら付加刑を明示的に科す。

第3節 自由剥奪刑執行の代替形態および条件付き釈放

第1款 自由剥奪刑の執行停止（*わが国の執行猶予）

第80条 ① 裁判官または裁判所は、理由付き裁定により、受刑者が将来新たな犯罪を行うことを防ぐためには刑の執行が必要ないと合理的に期待できるときは、2年未満の自由剥奪刑の執行を停止することができる。

この裁定をするには、裁判官または裁判所は、犯した犯罪、受刑者の人的事情、前歴、犯行後の行動、特に、発生した損害の回復努力、その家族的・社会的事情、当該執行停止および科された処分の履行から期待できる効果を評価する。

② 刑の執行停止に必要な要件は次の通りである：

1. 有罪判決を受けた者が、初犯であること。初犯には、過失犯罪または軽罪の有罪前歴および抹消された、または、第136条の規定により抹消されるべきだった前歴は考慮されない。また、その性質または事情により、将来犯行の可能性評価に重要ではない犯罪に対応する前歴も考慮されない。

2. 刑または科される（複数）刑の合計が、罰金の不払いに起因するものを計算に入れないで、2年を超えないこと。

3. 発生した民事責任が満足されていること、また、第127条の規定に従って、判決で認定された没収が有効になっていること。

この要件は、有罪判決を受けた者が、その経済的能力に従って民事責任を満足させる、また、決定された没収を容易にさせる約束をして、裁判官または裁判所が設定

する適当な期間内に約束が履行されることが合理的に期待できるとき、成就されたものとみなす。裁判官または裁判所は、民事責任の範囲と犯罪の社会的影響を考慮して、その（約束の）履行を担保するため適当と思料する保証を請求できる。

③ 例外的に、例え前項の1号および2号の要件が満たされなくとも、常習犯でない場合、被告人の人的事情、犯行の性質、その行動、特に、発生した損害回復の努力を考慮して、個別に2年を超えない（複数）禁固刑を停止することができる。

これらの場合、刑の停止には、（被告人の）身体的・経済的能力に従って損害の実効的回復、または、発生した損害の補償、あるいは、第84条第1項第1号の措置に係わる同意の履行が条件付けられる。同じく、同項第2号または3号に係わる措置の一つが、科された刑の5分の1の上に同項に規定される変換基準の適用で生じる（刑の）範囲より小さくならない範囲で、科される。

④ 裁判官または裁判所は、有罪判決を受けた者が不治の重篤な疾病で苦しんでいる場合は、いかなる（前述の）要件なくして、いかなる刑罰も停止させることができる。ただし、犯行時に同じ動機で他の刑の停止を受けている場合を除く。

⑤ 本条第2項に規定される1号および2号の要件が満たされなくとも、裁判官または裁判所は、第20条第2号に規定される物質依存に起因して犯罪を実行した（有罪判決を受けた）者の5年を超えない自由剥奪刑の執行停止を、適法に承認または認可された公的または私的センターが、その者に習慣性がないこと、または、停止決定時点でその治療を受けていることを証明するときは、取り決めることができる。

裁判官または裁判所は、前述の要件の成就を確認するため必要な検査の実施を命じることができる。

有罪判決を受けた者が習慣性を脱する治療を受けている場合、刑の執行停止に治療の完了まで（治療を）放棄しない条件を付する。治療への逆戻りは、逆戻りが脱習慣性治療の確定的放棄を明らかにしない場合、放棄とはみなされない。

⑥ 被害者の事前の告発または告訴でのみ追及できる犯罪の場合、裁判官および裁判所は、刑の執行停止の利益を譲許する前に、被害者および、場合によっては、その代理人の意見を聞く。

第81条 停止期間は、2年未満の自由剥奪刑については、2年から5年で、軽罪については3月から1年で、裁判官または裁判所が第80条第1項第2段の基準に留意して、設定する。

前条第5項の規定に従って停止された場合は、期間は3年から5年となる。

第82条 ① 裁判官または裁判所は、刑の執行の停止について、それが可能の場合、判決中で裁定する。その他の場合、判決の確定がいったん宣言されると、当事者を聴取した後、刑の執行停止譲許の可否について、緊急に言い渡される。

② 停止期間は、そう取り決めた裁定の日から計算される。停止が判決で取り決められた場合は、停止期間は判決確定の日から計算される。

有罪判決を受けた者が裁判欠席(rebeldía)の状態にあった期間は、停止期間として計算しない。

第83条 (2022年改訂) ① 裁判官または裁判所は、新たな犯行の危険を避けるために必要な場合、執行停止に次の禁止および義務の履行を、結果的に過度な、また、比例しない義務を科することなく、条件付けることができる：

1. 被害者、その家族または裁判官または裁判所が決めるその他の者、それらの住所、仕事場または通常それらの者が良く行くその他の場所への接近の禁止、あるいは、いかなる手段でのそれらの者との連絡の禁止。これらの禁止を科したことは、それが影響する者に常に通知される。
2. 特定の者または特定のグループのメンバーと接触することの禁止。これらの者が（有罪判決を受けた者に）新たな犯行を容易にするか、または、犯行をそそのかす合理的兆候があるとき。
3. 裁判官または裁判所の許可なくそこを放棄する、または、一時的に留守にすることを禁じて、住居をある特定の場所に維持すること。
4. 特定の場所に居住する、または、そこに入出入ることの禁止。これらの場所で新たに犯行する機会または動機が有り得るとき。
5. 決められた頻度で裁判官または裁判所、警察分署、あるいは、決められた行政機関に自身の活動を通知・立証するため、出頭すること。
6. 教育的、労働的、文化的プログラム、交通・性教育プログラム、環境保全プログラム、動物保護プログラム、平等・非差別プログラム、紛争の平和的解決、積極的協調性およびその他同等のプログラムに参加すること。
7. アルコール、麻薬または覚せい剤（の消費）からの脱習慣治療プログラムまたは他の習慣性行為の治療プログラムへ参加すること。
8. 本人が交通安全違反で有罪判決を受けて、新たな犯行を避けるために必要なとき、運転者の身体的状況を事前に確認しないと（自動車の）起動または動作ができないようにする技術的装置を取り付けていない自動車を運転することの禁止。
9. 人としての尊厳を侵害しないで、有罪判決を受けた者の同意を得た後、裁判官または裁判所がその者の社会復帰に相当と思料するその他の義務を履行すること。

② （有罪判決を受けた者が）その配偶者である、または、あった女性、あるいは、同居してなくとも、愛情関係で結びついている、または、結びついていた女性に対する犯罪の場合、常に、前項の1号、4号および6号の禁止および義務が科される。

前述の禁止および義務は、同じく、性的自由に反する犯罪、強制婚姻、女性生殖器の切断および人身売買に係わるとき、科される。

③ 本条の第1項1号、2号、3号または4号の禁止または義務を科したことは、その履行を監視する国家治安警察(Fuerzas y Cuerpos de Seguridad del Estado)に通知される。いかなる起こりうる違反、または、有罪判決を受けた者の危険性および新たな将来犯行の可能性評価の関連事由は、即座に、検察庁および執行裁判官または裁判所に通知される。

④ 本条の第1項⑥、⑦および⑧に係る義務の履行管理は、矯正行政機関(Administración penitenciaria)の刑罰・選択的処分管理サービス(servicios de gestión de penas y medidas alernativas)に対応する。これら(公共)サービス(組織)は、定

期的に、最低でも6号および8号の場合は3月毎に、7号の場合は6月毎に、また、終了した場合に、その履行に関して執行裁判官または裁判所に通知する。

同様に、有罪判決を受けた者の危険性および新たな将来犯行の可能性を評価するため、いかなる関連事由を直ちに通知し、さらに、科された義務の不履行またはその実効的履行を直ちに通知する。

第84条 ① 裁判官または裁判所は、刑の執行停止に次の給付または処置の1個、または、数個の履行を条件付けすることができる：

1. 調停によって当事者が到達した約定の履行。
2. 罰金の支払い。その額は、裁判官または裁判所が、事案の状況に留意して決める。その(罰金)額は、禁固の各1日につき2罰金割合を、(禁固)期間の3分の2を上限として、適用して得られる額を超えることはできない。
3. 共同体の利益での労働の実現。特に、(犯罪)行為および犯人の事情から見て、象徴的賠償の形として適当なとき。労働提供の期間は、裁判官または裁判所が事案の事情に留意して決める。ただし、(禁固)期間の3分の2を上限として禁固の各1日につき1労働日で計算した値を超えることはできない。

② 有罪判決を受けた者の配偶者または配偶者であった女性に対して、または、例え同居していなくとも同様な愛情関係で有罪判決を受けた者と結ばれている、または、結ばれていた者に対して、または、血縁、養子縁組または姻族関係での自己、配偶者または同居人の卑属、尊属または兄弟姉妹に対して、または、有罪判決を受けた者と同居している、あるいは、配偶者または同居者の事実上の親権、後見、保佐、里親または監護に服していた未成年者または特別な保護が必要な障害者に対して犯された犯罪の場合は、前項の2号の処分に係る罰金の支払いを、それら者の間に配偶者関係、同居または親子関係、あるいは、共通の卑属の存在に由来する経済関係が存在しないことが証明されるときのみ、科すことができる。

第85条 刑の停止期間中において、評価された事由の変動を考慮して、裁判官または裁判所は、第83条と第84条に従って採用した決定を修正できる、また、禁止(事項)、義務(事項)または給付(事項)の全部またはあるものの解除、その修正またはより軽いものでの代替を取り決めることが。

第86条 ① 裁判官または裁判所は、有罪判決を受けた者が次の事態に陥ったときは、(執行)停止を取消し、刑の執行を命じる：

- a) 停止期間中に犯した犯罪で有罪判決を受け、停止決定の基礎となった期待が維持できないことが明白となった。
- b) 第83条に従って科された禁止・義務(事項)を、著しくまたは繰り返し履行しない、あるいは、矯正行政機関の刑罰・選択処分管理サービスの統制から逃れる。
- c) 第84条に従って科された停止に関する条件を、著しくまたは繰り返し履行しない。
- d) 没収を命じられた財産または目的物の所在地について不正確または不十分な情報を提供する。経済的能力がない場合を除き、罰せられた民事責任の支払の約束を

履行しない。民事訴訟法第 589 条で科された債務を履行しないで、自己の財産について不正確または不十分な情報を提供する。

② 禁止、義務または条件の不履行が、著しくではなく、または、繰り返されない場合は、裁判官または裁判所は次の処分をすることができる：

a) 有罪判決を受けた者に新たな禁止、義務または条件を科す、あるいは、既に科されたものを修正する。

b) 停止期間を延長する。ただし、(延長分は) 最初決めた期間の半分を超えることはできない。

② 禁止、義務または条件の不履行が、重大でなく、または、繰り返されない場合は、裁判官または裁判所は次の処分をすることができる：

a) 有罪判決を受けた者に新たな禁止、義務または条件を科す、あるいは、既に科されたものを修正する。

b) 停止期間を延長する。ただし、(延長分は) 最初決めた期間の半分を超えることはできない。

③ (執行)停止の取消しの場合、有罪判決を受けた者が第 84 第 1 項の規定に従って犯罪で生じた損害を回復するために使った費用は返還されない。しかしながら、裁判官または裁判所は、(同項) 2 号および 3 号の措置に従って実現または履行した支払および労働の給付を刑に算入する。

④ 前述の全ての場合、裁判官または裁判所は検察庁およびその他の当事者の意見を聞いて裁定する。しかしながら、有罪判決を受けた者の再犯および逃走の危険を避けるため、または、被害者保護の確保に不可欠の場合は、刑の執行停止の取消し、および、有罪判決を受けた者の即時の入所を命じることができる。

裁判官または裁判所は、必要な確認手続きの実施を取り決めでき、また、裁定するために必要と思料するときは、口頭審問(vista oral)の開催を取り決めることができる。

第 87 条 ① 採用された(執行)停止の判断が基礎を置いた期待がもはや維持できないと明白にする犯罪を(有罪判決を受けた者が)犯すことなく、設定された停止期間が経過し、また、裁判官または裁判所が設定した行動規範が十分履行されると、裁判官または裁判所は刑の免除を取り決める。

② しかしながら、第 80 条第 5 号の規定に従って停止された刑の免除を取り決めるには、本人の脱習慣性または治療の継続が証明されなければならない。反対の場合、裁判官または裁判所は、対応する通知を聞いて治療の継続が必要と思料する場合を除き、(刑の)履行を命じる。このような場合、2 年を超えない停止期間の延長を理由付きで議許できる。

第 2 款 自由剥奪刑の代替

第 88 条 削除

第 89 条 ① 外国人に科された 1 年超の禁固刑は、スペイン領土からの追放で代替される。例外的に、法秩序の防護を確保するため、および、犯罪で毀損された法規

範の効力への信頼を回復するために必要なときは、裁判官または裁判所は、その（刑の）範囲の3分の2を超えない（刑の）一部分の執行、および、（刑の）残部をスペイン領土からの追放で代替することを取り決めできる。いづれにしても、有罪判決を受けた者が（処遇）第3級に到達するとき、または、条件付き釈放が譲許されるときは、刑の残部はスペイン領土からの追放で代替される。

② 5年超の（一個の）禁固刑またはその期間を超える複数の刑が（外国人に）科されたときは、法秩序の防護を確保するため、および、犯罪で毀損された法規範の効力への信頼を回復するために必要な限度において、裁判官または裁判所は刑の全部または一部の執行を取り決める。これらの場合、有罪判決を受けた者が、確定された刑の一部を履行するとき、（処遇）第3級に到達するとき、または、条件付き釈放が譲許されるときは、刑の残部はスペイン領土からの追放で代替される。

③ 裁判官または裁判所は、可能であれば、判決中で刑の執行の代替について裁定する。その他の場合は、判決の確定後すみやかに、検察庁およびその他の当事者の聴聞の後、刑執行代替の譲許の可否について言い渡す。

④ 犯行の状況および犯人の人的事情、特に、スペインへの定着に留意して、追放が均衡を失うときは、代替は行われぬ。

ヨーロッパ連合市民の追放は、その者が、犯行の性質、事情と重大性、その前歴および人的事情に留意して、公序または公共の安全に重大な脅威を表わすときにのみ、行われる。

スペインに（犯行）以前10年間居住していた場合は、追放は、更に次の要件があるとき、行われる：

a) 最大5年超の禁固刑で処罰される生命、自由、身体および性的自由・安全に対する1個または複数の犯罪で有罪判決を受けたこと、および、基本的に同じ性質の犯罪を犯す重大な危険が認定されること。

b) 1個または複数のテロ犯罪あるいは犯罪グループまたは組織の内部で犯された犯罪で有罪判決を受けたこと。

⑤ 当該外国人は、代替された刑の期間および有罪判決を受けた者の人的事情に留意して、追放の日から数えて5年から10年の期間、スペインに帰ることはできない。

⑥ 追放には、スペインで居住または労働する許可を目的としたいかなる行政手続きの棚上げを伴う。

⑦ 追放された外国人が裁判で設定された期間が経過する前にスペインに帰った場合は、代替された刑を履行する。ただし、例外的に、裁判官または裁判所が、その履行が法秩序の保護を確保するため、および、犯罪で毀損された法規範の効力への信頼を回復するためには必要でないときは、追放後の経過時間およびその（追放の）不履行をもたらした事情に留意して、その（設定された追放）期間を減じる場合を除く。

しかしながら、国境で捕らえられた場合は、入国禁止期間をその全体で新たに数え始めて、政府機関により直接追放される。

⑧ 本条に規定される追放が取り決められたとき、外国人が科された刑の執行で自由剥奪されていない場合は、裁判官または裁判所は、追放を確保するために、行政的追放について法律で規定されている条件の中で、また、その制限および保証をもって、外国人収容センターへの入所を取り決めできる。

いづれにしても、自由剥奪刑の追放での代替が取り決められても、追放が実施できなかった場合は、元々科された刑の執行に、または、刑の未執行期間の執行に、あるいは、場合によって、刑の執行停止の適用に移行する。

⑨ 第 177 条の 2、第 312 条、第 313 条および第 318 条の 2 に係わる犯罪を行って科された刑は代替されない。

第 3 款 条件付き釈放

第 90 条 ① 矯正観察裁判官は、禁固刑の残余の執行停止を決定し、また、次の（全）要件を履行する受刑者に条件付き釈放を譲許する：

- a) (処遇) 第 3 級に分類されていること。
- b) 科された刑の 4 分の 3 が経過したこと。
- c) 良好な行動が観察されていること。

刑の残余の執行停止と条件付き捕食譲許について裁定するため、矯正観察裁判官は、受刑者の人間性、その前歴、犯行の事情、犯罪繰り返しで影響を受ける法益の重要性、刑の履行中のその者の行動、家族・社会的事情および当該執行停止と科される（保安）処分の履行から期待できる効果を査定する。

1979 年 9 月 26 日の（刑務所一般）基本法の第 72 条第 5 および 6 項で設定されたケースにおいて、また、それらにより設定された基準に従って、犯罪に由来する民事責任を受刑者が満足させていなかった場合は、執行停止は譲許されない。

② また、矯正観察裁判官は、刑の残余の執行停止を取り決め、また、次の（全）要件を履行する受刑者に条件付き釈放を譲許することができる：

- a) 刑の 3 分の 2 が経過したこと。
- b) 刑の履行中であって、労働的、文化的または職業的活動を、継続的に、あるいは、その者の以前の犯罪活動に関連する人的事情に由来する前述の活動の顕著で有利な変化を利用して、展開したこと。
- c) （矯正観察裁判官が）前項に係わる要件の履行を、刑の 4 分の 3 経過の要件を除いて、証明すること。

刑務所施設の提案で、検察庁およびその他の関係者への通知の後、前項の a) と c) の事情が満たされると、矯正観察裁判官は、刑が半分経過したら、前項に規定される期間に関連して、刑の実効的履行の経過 1 年につき最大 90 日まで条件付き釈放を前倒しすることができる。この処分には、受刑者が本項の b) に示す活動を継続的に展開していることが必要で、さらに、被害者への賠償プログラム、あるいは、場合によっては、治療または解毒プログラムへの実効かつ有利な参加が証明される必要がある。

③ 例外的に、矯正観察裁判官は、次の（全）要件を満たす受刑者に刑の残余の執行停止を取り決めることができ、また、条件付き釈放を譲許することができる：

- a) その者の最初の禁固刑の履行中で、刑が 3 年を超えないこと。
- b) その刑の半分が消滅していること。

c) (矯正観察裁判官が) 第1項に係わる要件と前項のb)の規定の履行を、4分の3経過の要件を除いて、証明すること。

この制度は、性的自由・安全に対する犯行での受刑者には適用されない。

④ 受刑者が、没収を命じられた財産または目的物の所在地について不正確または不十分な情報を提供する、自己の資力に応じて罰せられた民事責任の支払の約束を履行しない、または、民事訴訟法第589条で科された債務を履行しないで、自己の財産について不正確または不十分な情報を提供するときは、矯正観察裁判官は刑の残余の執行停止を拒否できる。

また、本法第2編第19章に規定する犯罪のなんらかに科された刑の残余の執行停止を、受刑者が金銭責任の履行または行政機関に生じさせた経済的損害の賠償を回避した場合は、拒否することができる。

⑤ 刑の残余の執行停止および条件付き釈放譲許の場合、第83条、第86条および第87条の規定を適用できる。

矯正観察裁判官は、査定された事情の変動を考慮して、第83条に従って以前採用した判断を修正でき、また、新たな禁止、義務または給付の賦課、既に取り決められたそれらのものの修正、または、それらのものの取消しを取り決めることができる。

同様に、矯正観察裁判官は、刑の残余の執行停止および条件付き捕食譲許を、停止をもたらした事情の変化（つまり、採用された（停止）決定を理由づけた危険性のないことの予想をもちや維持できない変化）が明らかになるときは、撤回することができる。

刑の残余の執行停止の期間は5年とする。いずれにしても、執行停止および条件付き捕食譲許の期間は、刑の未履行部分（の期間）未満にすることはできない。執行停止および条件付き釈放の期間は受刑者が釈放された日から数える。

⑥ 刑の残余の執行停止および条件付き釈放の撤回は、刑の未履行部分の執行をもたらす。条件付き釈放で経過した期間は、刑の履行期間と数えない。

⑦ 矯正観察裁判官は、受刑者の要請で、刑の残余の執行停止および条件付き捕食譲許について職権で裁定する。要請が受け入れられなかった場合は、裁判官または裁判所は、新たに要請が提起できる時まで6月の期間（理由づけで1年に延長可能）を設定することができる。

⑧ 犯罪組織の内部で実行された犯罪または本法第2編第22章第7節に規定される犯罪で有罪判決を受けた者の場合、刑の残余の執行停止および条件付き捕食譲許には、受刑者がテロリスト活動の目的および手段を放棄した明白な表示をすること、および、組織の一部またはテログループによる他の犯行発生を阻害するため、犯罪の効果を弱めるため、テロ犯罪の責任者の特定、逮捕および起訴についての証拠収集のため、または、所属または協力していた組織または結社の活動または展開を阻止するため、当局に積極的に協力したことが必要である。このことは、自身の犯罪活動の否定と暴力の放棄の明白な陳述および被害者への謝罪によって証明することができる、また、受刑者が実際にテロ組織およびテロ組織を囲む不法結社・集団の環境・活動から離れていること、および、当局との協力を証明する専門的報告書によって証明することができる。

第2項および第3項は、本法第2編第22章第7節に規定される犯罪で、または、犯罪組織の内部で実行された犯罪で有罪判決を受けた者には適用しない。

第91条 ① 前条の規定に係わらず、70才となった、または、刑の消滅期間に70才となる受刑者で、刑の4分の3、3分の2または半分を終わらせたとの要件を除いて前条で要求される要件を満たす受刑者は、刑の残余の執行停止および条件付き捕食譲許を得ることができる。

不治の病気を持つ重篤な病人の場合で、矯正観察裁判官の判断で必要とされる医師の報告実施の後でそう証明された場合は、同じ基準が適用される。

② 受刑者が前各段に規定される場合のいずれかに該当することが矯正行政機関に明らかな場合、当機関は、事案が求めるときは緊急に、条件付き釈放申請を矯正観察裁判官に上げる。矯正観察裁判官は、裁定するとき、人的事情と共に当人の犯行する困難性および危険性の少ないことを査定する。

③ 疾病により、または、高齢により受刑者の生命の危険が明らかな場合、警察医および刑務所医療施設の意見書でそう証明されたときは、裁判官または裁判所は、その他の要件の履行証明の必要なくして、受刑者の重大な危険性のなさが評価されると、前項に係わる査定を行うために最終診断の報告を刑務所に要求する以外の手続きなしに、刑の残余の執行停止を取り決め、条件付き釈放を譲許することができる。

この場合、受刑者は、刑務所医療施設、警察医あるいは裁判官または裁判所が決める他の者に、疾病の進展について査定できるようにする必要情報を提供する義務を負う。

この義務の違反は、執行停止と条件付き釈放の撤回をもたらす。

④ 本条に規定される場合には、前条の第4項、第5項および第6項に含まれる規定が適用される。

第92条 (2021年改訂) ① 裁判所は、次の要件が満たされるときは、再審可能終身禁固刑の執行停止を取り決める：

a) 受刑者が、その刑の25年を履行したこと。ただし、第78条の2の規定を、そこで規定されるケースについて、妨げない。

b) その者が(処遇)第3級に分類されていること。

c) 裁判所が、受刑者の人間性、その前歴、犯行の事情、犯罪繰り返して影響を受ける法益の重要性、刑の履行中のその者の行動、その家庭的・社会的事情および当該執行停止および科される(保安)処分の履行から期待できる効果を考慮して、刑務所により、また、裁判所自身が決める専門家により提出される進展報告の査定の後、社会復帰の好ましい予見の存在を設立できること。

受刑者が複数の犯罪で罰せられている場合は、c)に係わる要件の審査は、全ての犯行を一体として査定して、実施される。

裁判所は、検察庁および弁護士を帯同する受刑者が参加する対審口頭裁判手続きの後、再審可能終身禁固刑の停止について裁定する。

② テロ組織とグループに係わる犯罪および本法第2編第22章第7節のテロリズム犯罪の場合、更に、受刑者がテロリスト活動の目的および手段を放棄した明白な表

示をすること、および、組織の一部またはテログループによる他の犯行発生を阻害するため、犯罪の効果を弱めるため、テロ犯罪の責任者の特定、逮捕および起訴についての証拠収集のため、または、所属していた、または、協力していた組織または結社の活動または展開を阻止するため、当局に積極的に協力したことが必要である。このことは、自身の犯罪活動の否定と暴力の放棄の明白な陳述および被害者への謝罪によって証明することができる、また、受刑者が実際にテロ組織およびテロ組織を囲む不法結社・集団の環境・活動から離れていること、および、当局との協力を証明する専門的報告書によって証明することができる。

③ 執行停止は5年から10年の期間となる。停止および条件付き釈放の期間は、受刑者が釈放された日から数える。第80条第1項第2段の規定および第83条、第86条、第87条、第91条の規定が適用される。

裁判官または裁判所は、査定された事情の有りうる変動を考慮して、第83条に従って以前採用した判断を修正でき、また、新たな禁止、義務または給付の賦課、既に取り決められたそれらのものの修正、または、それらの取消しを取り決めできる。

同様に、矯正観察裁判官は、刑の残余の執行停止および条件付き釈放譲許を、停止をもたらした事情の変化（つまり、採用された（停止）決定を理由づけた危険性のなさの予想をもちや維持できない変化）が明らかになるときは、撤回することができる：

④ 本条第1項a)に係わる刑の部分が、または、第78の2の刑の部分が経過したときは、裁判所は、最低2年毎に、条件付き釈放の残余の要件の履行（状態）を検証しなければならない。裁判所は、また、受刑者の条件付き釈放譲許の申立てを裁定する。しかし、申立て却下の後、新たな申立てができない期間を1年までに設定できる。

第93条 削除

第4款 共通条項

第94条 本節第2款の規定のため、5年を超えない期間内にある同じ（条）節に含まれる犯罪を3回以上犯し、有罪となった者は常習的犯罪者とみなされる。

この計算実施のため、一方では、第88条による刑の停止または代替の時期、他方では、常習性評価の基礎となる犯罪の実行日が考慮される。

第94条の2 本節の規定のため、欧州連合の他の国で科された裁判官または裁判所の確定有罪判決は、スペイン法に従ってその前歴が抹消された場合、または、抹消され得る場合を除いて、スペインの裁判官または裁判所により科されたものと同様な価値を有する。